

証券コード 3591

 株式会社ワコールホールディングス

第74期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時



2022年6月29日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所



京都市南区吉祥院中島町29番地

当社本社ビル 10階ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

目次

第74期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	18
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況や、ご自身の健康状態をご考慮いただき、郵送またはインターネットによる議決権の行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使につきましては、本招集ご通知の3、4頁をご参照ください。

ご自宅などから株主総会の様子をご覧いただけるよう、**インターネットでライブ配信することを予定しております**。また、インターネットで事前のご質問をお受けいたします。ライブ配信や事前質問の受付につきましては、本招集ご通知の5頁をご参照ください。

感染防止のため、会場内の座席の間隔を拡げており、座席数が大変少なくなっております。そのため、ご来場の株主さまの数がご用意した席数を超える場合や、混雑が予想される場合には、ご入場をお断りする場合がございます。

感染リスクへの対応の詳細、また今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下ウェブサイトにてご案内申し上げますのでご確認ください。

https://www.wacoalholdings.jp/ir/general_meeting/



株主総会ご来場の株主さまへのお土産のご用意はございません。

第74期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席のほか、議決権行使書の郵送またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後5時30分**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使に際しましては、本招集ご通知 **4頁**の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記



日 時

2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）



場 所

京都市南区吉祥院中島町29番地

当社本社ビル 10階ホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。



目的事項

報告事項

- 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 **定款一部変更の件**
第2号議案 **取締役7名選任の件**
第3号議案 **監査役1名選任の件**

以 上

※当日は地球温暖化防止に向けた省エネルギー化及び節電への取り組みとして、当社役員及び関係者はクールビズにて対応させていただきます。

当社株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

1. 当社対応について

- ・ 役員及び運営スタッフは、当日を含めて体温測定を行い、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。また、一部の運営スタッフは手袋を着用いたします。
- ・ 製品展示コーナーでの当社スタッフによる説明は行いません。また、当社スタッフからのご挨拶やご案内のお声掛けにつきましても、感染リスク低減のために控えさせていただきますので、予めご了承ください。
- ・ 接触感染リスク低減のため、お茶など飲料のご提供を中止させていただきます。
- ・ 株主総会会場は、座席数を減らし、周囲約2mの間隔を空けてご用意しております。
- ・ 株主総会の議事は、時間短縮を心掛け、円滑な進行を予定しております。
- ・ 株主総会でのプレゼンテーション資料は、以下ウェブサイトでご覧になれます。
- ・ 株主総会の様子は、当日ライブ配信することを予定しております。(本招集ご通知5頁ご参照)

2. 株主の皆さまへのお願い

- ・ 株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況や、ご自身の健康状態をご考慮いただき、郵送またはインターネットによる議決権の行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。議決権行使につきましては、本招集ご通知の3、4頁をご参照ください。

3. ご来場される株主さまへのお願いとおことわり

- ・ ご来場される株主さまにおかれましては、開催日時点の新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめいただき、マスク着用のうえ、ご来場くださいますようお願いいたします。
- ・ 入館にあたり、体温を測定させていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。なお、体温測定の結果、発熱や、その他体調不良とお見受けする株主さまには、入館をお断りする場合がございます。
- ・ 感染防止のため、会場内の座席の間隔を拡げており、座席数が大変少なくなっております。そのため、ご来場の株主さまの数をご用意した席数を超える場合や、混雑が予想される場合には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 体調不良と見受けられる株主さまには、運営スタッフがお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。また、体調がすぐれない株主さまはお近くの係員にお知らせください。
- ・ 上記のほか、係員が、感染防止の観点から混雑や密集を緩和するために誘導やご案内を差し上げる場合がございます。

なお、今後の状況によりましては、対応方法などを変更する場合がございますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。感染リスクへの対応の詳細、また今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下ウェブサイトにてご案内申し上げますのでご確認ください。

https://www.wacoalholdings.jp/ir/general_meeting/

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3方法をご参照いただき行使くださいますようお願い申し上げます。

<p>▶ 株主総会への出席</p>  <p>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>株主総会開催日時 2022年6月29日 (水曜日) 午前10時</p>	<p>▶ 郵送 【推奨】</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、下記行使期限までに到着するよう、お早めのご返送をお願い申し上げます。</p> <p>行使期限 2022年6月28日 (火曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	<p>▶ インターネット 【推奨】</p>  <p>詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。</p> <p>行使期限 2022年6月28日 (火曜日) 午後5時30分投票分まで</p>
---	---	---

1. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち「連結資本勘定計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(※)に掲載しておりますので、本招集ご通知の報告事項に関する添付書類には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の報告事項に関する添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイト(※)に掲載した「連結資本勘定計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」も含まれております。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(※)に掲載させていただきます。
3. 本総会の決議結果につきましては、決議通知の送付に代え、株主総会終了後、当社ウェブサイト(※)に掲載させていただきます。

※当社ウェブサイト https://www.wacoalholdings.jp/ir/general_meeting/

インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分投票分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再度ログインする場合、もしくは議決権を再行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」に記載の手続きに従ってください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

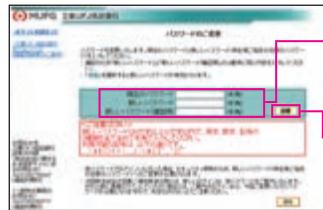
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

郵送およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。パソコンやスマートフォン、タブレット端末のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまに関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

ライブ配信及び事前質問の受付についてのご案内

第74期定時株主総会の様子をインターネットでライブ配信いたします。また、株主総会の開催に先立ち、株主の皆さまから、インターネットにより事前質問をお受けいたします。

ライブ配信

インターネットにより、ご自宅などから株主総会の様子をご覧いただくことができます。なお、ライブ配信では、議決権の行使やご質問・ご意見をいただくことができませんので、予めご了承ください。また、ライブ配信でご視聴の株主さまは、会社法で定める出席には当たりませんので、ご視聴される株主さまは、事前に郵送又はインターネットにより議決権を行使いただいたうえでご視聴をお願い申し上げます。

配信日時 2022年6月29日（水）午前10時から

※午前9時45分よりご覧いただけます。

視聴方法 下記ウェブサイトへのアクセスのうえ、ID及びパスワードをご入力ください。

事前質問の受付

本総会の議案に関するご質問を事前にお受けする専用メールアドレスを設置いたします。

※メール本文に、株主さまの「株主番号」「氏名」をご記入いただきますようお願い申し上げます。

受付期間 2022年6月3日（金）～6月22日（水）午後5時30分

メールアドレス kabunushi-soukai@wacoal.co.jp

<https://3591.ksoukai.jp>



ID：同封の議決権行使書用紙、配当金計算書に記載の「株主番号」（8桁）

パスワード：株主さまのご登録住所の「郵便番号」（2022年3月末時点）（7桁）

※株主番号は、頭の0（ゼロ）を省略せず、また郵便番号は、ハイフンなしでご入力ください。

議決権行使書

株主番号

●●●●●●●●

株式会社ワコールホールディングス 御中

パスワード

(郵便番号)

●●●●●●●

△△市□□町 1-2-3
○○○様

ID

(株主番号)

お問い合わせ先

ID（株主番号）及びパスワード（郵便番号）について

株主名簿管理人
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部

0120-094-777

[受付時間] 土日祝祭日除く平日
午前9時～午後5時

ライブ配信の視聴について

株式会社アイキューブ

03-4213-4054

[受付時間] 株主総会当日6月29日（水）
午前9時から本総会終了まで

※パスワードは、議決権行使書用紙に記載の郵便番号とは異なる場合がございます。

2022年3月末（基準日）以降の住所変更や、議決権行使書用紙送付先をご指定いただいている場合等の情報は反映されておりませんので、恐れ入りますが、基準日時点の株主さまご本人のご登録郵便番号をご入力ください。日本国内非居住者の方につきましては、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。

ご注意事項

ライブ配信について

- ・当日ご来場される株主の皆さまのプライバシーに配慮し、ライブ配信の映像は議長席及び役員席付近のみとしますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ・ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。ライブ配信の写真撮影、録音、録画及びSNSなどへのアップロードはご遠慮ください。
- ・インターネット環境や機材トラブルその他事情により、やむを得ずライブ配信ができないまたは遅延・中断等する場合があります。万が一何らかの事情により配信を行わない場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

- ・ご使用の機器や、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる場合があります。
- ・ご視聴いただく場合の通信料金は、株主さまのご負担となります。

事前質問について

- ・ご質問は株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ・株主さまからいただきましたご質問の内容及び回答につきまして、総会終了後、当社ホームページに掲載いたします。なお、すべてのご質問に対して回答するものではありませんので、何卒ご理解ください。また、株主さまのご関心が高いと思われるご質問など一部を株主総会においてご回答させていただく予定です。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70条）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され株主総会資料の電子提供制度が導入されます。この制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>附則</p> <p>第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

《ご参考》 第1号議案（株主総会資料の電子提供制度）についてのQ&A

Q1：株主総会資料の電子提供制度とは

A1：電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主の皆さまに対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主さまへ株主総会資料を提供することができる制度です。

Q2：いつから開始されるのか

A2：電子提供制度の施行は、2022年9月1日が予定されております。電子提供制度は上場会社に対して強制適用され、当社については、2023年6月に開催予定の定時株主総会から電子提供制度が適用される予定です。

Q3：株主にはどのような影響があるのか

A3：電子提供制度が適用されますと、当社は、株主の皆さまのお手元に、株主総会資料をウェブサイトに掲載したこと及び当該ウェブサイトのアドレスを記載した簡易な招集通知をお届けすることになります。議決権行使書につきましては、従来通り書面によりお届けいたします。なお、株主総会資料を書面で受け取りたい株主さまは、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

Q4：なぜ定款変更が必要なのか

A4：電子提供制度の導入に備えるため、定款変更をお願いするものであります。なお、変更案第15条第1項は、改正法の施行に伴って、いわゆる「みなし定款変更」が行われ、必ずしも株主総会の決議に基づいて定款変更を行う必要はありません。ただし、現行定款第15条の削除及び変更案第15条第2項の新設については、株主総会の決議に基づいて定款変更を行う必要がありますので、変更案第15条第1項の新設につきましても、あわせてお諮りするものであります。

Q5：変更案第15条第2項の法令に定めるものとは何か

A5：法務省令では、株主資本等変動計算書、個別注記表、連結株主資本等変動計算書、連結注記表のほか、事業報告の一部、株主総会参考書類の一部については、書面への記載を省略できることとなっております。

Q6：附則に、施行日から6か月を経過した日または前項の総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除すると定めているのは何故か

A6：施行日から6か月以内は電子提供制度の適用がありませんので、施行日から6か月以内に臨時株主総会を開催する場合に備えて、インターネット開示を利用することができるよう、附則第1条第2項及び第3項を定めるものであります。施行日後に臨時株主総会を開催してインターネット開示を利用した場合には、臨時株主総会の日後3か月間はインターネット上での開示を継続しなければなりませんので、現行定款第15条を削除する日は、施行日から6か月を経過した日または臨時株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日とするものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役塚本能交氏、安原弘展氏、伊東知康氏、宮城 晃氏、黛 まどか氏、齋藤 茂氏、岩井恒彦氏の7名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、「役員を選解任基準」（本招集ご通知14頁に記載）に基づき、独立社外取締役が委員長を務める役員指名諮問委員会の答申を受け決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性基準」（本招集ご通知14、15頁に記載）を満たしております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位等	取締役会出席状況	
1	再任	やす はら ひろ のぶ 安 原 弘 展	代表取締役社長執行役員 役員指名諮問委員会委員	14回／14回 (100%)	
2	再任	い とう とも やす 伊 東 知 康	取締役副社長執行役員 企業倫理・リスク管理委員会委員 サステナビリティ委員会委員長	14回／14回 (100%)	
3	再任	みや ぎ あきら 宮 城 晃	取締役常務執行役員 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員 企業倫理・リスク管理委員会委員長 サステナビリティ委員会委員	14回／14回 (100%)	
4	新任	や じま まさ あき 矢 島 昌 明	企業倫理・リスク管理委員会委員 サステナビリティ委員会委員	—	
5	再任	まゆずみ 黛 まどか	独立役員 社外取締役	社外取締役 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員	14回／14回 (100%)
6	再任	さい とう しげる 齋 藤 茂	独立役員 社外取締役	社外取締役 役員指名諮問委員会委員 役員報酬諮問委員会委員	14回／14回 (100%)
7	再任	いわ い つね ひこ 岩 井 恒 彦	独立役員 社外取締役	社外取締役 役員指名諮問委員会委員長 役員報酬諮問委員会委員長	14回／14回 (100%)

候補者番号

1

やす はら ひろ のぶ
安原 弘展

1951年12月28日生（満70歳）

再 任

所有する当社株式の数

18,000 株

取締役在任期間

11 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

14 回 / 14 回（100%）



略歴・地位・担当

1975年 3 月	当社入社
1997年 4 月	華歌爾(中国)時装有限公司総経理
2005年 4 月	当社執行役員ウイングブランド事業本部長
2006年 6 月	株式会社ワコール取締役常務執行役員ウイングブランド事業本部長
2010年 4 月	同社取締役専務執行役員ワコールブランド事業本部長
2011年 4 月	同社代表取締役社長執行役員
2011年 6 月	当社取締役
2013年 6 月	当社専務取締役
2016年 6 月	当社取締役副社長
2018年 4 月	株式会社ワコール代表取締役会長
2018年 6 月	当社代表取締役社長
2020年 4 月	当社代表取締役社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

安原弘展氏は、主たる事業会社である株式会社ワコールの営業部門での豊富な経験に加え、2011年4月から2021年3月まで株式会社ワコールの代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、また、2018年6月からは当社代表取締役社長として経営を担っていることから、当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

特にありません。

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

い とう とも やす
伊東 知康

1960年1月18日生（満62歳）

再 任

所有する当社株式の数

7,900 株

取締役在任期間

2 年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

14 回 / 14 回（100%）



略歴・地位・担当

1983年 4 月	当社入社
2006年 4 月	株式会社ワコール ワコールブランド販売企画統括部 専門店販売企画部長
2007年 4 月	株式会社スタジオファイブ代表取締役社長
2011年 4 月	株式会社ワコール ワコールブランド事業本部 インナーウェア商品統括部商品営業部長
2014年 4 月	同社取締役執行役員ワコールブランド事業本部長
2015年 4 月	同社取締役常務執行役員ワコールブランド事業本部長
2016年 4 月	同社取締役専務執行役員ワコールブランド事業本部長
2018年 4 月	同社代表取締役社長執行役員（現任）
2020年 4 月	当社副社長執行役員
2020年 6 月	当社取締役副社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

伊東知康氏は、主たる事業会社である株式会社ワコールの営業部門での豊富な経験に加え、2018年4月からは株式会社ワコールの代表取締役社長を、2020年6月からは当社取締役副社長として経営を担っていることから、当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社ワコール代表取締役社長執行役員

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

みやぎ あきら
宮城 晃

1960年10月18日生（満61歳）

再任

所有する当社株式の数

6,000 株

取締役在任期間

4 年（本総会最終時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

14 回 / 14 回（100%）



略歴・地位・担当

1984年 3 月	当社入社
2007年10月	株式会社ワコール ワコールブランド事業本部 事業統括部事業管理部長
2011年 4 月	華歌爾(中国)時装有限公司董事副總經理
2014年 4 月	当社経営企画部長
2017年 4 月	株式会社ワコール執行役員
2018年 6 月	当社取締役経営企画部長
2019年 6 月	当社常務取締役経営企画部長
2020年 4 月	当社取締役常務執行役員グループ財務担当
2021年 6 月	当社取締役常務執行役員グループ管理統括担当（現任）

取締役候補者とした理由

宮城 晃氏は、当社及び主たる事業会社である株式会社ワコールのスタッフ部門、とりわけ事業管理・経営企画部門での豊富な経験と実績に加え、2018年6月以降は当社取締役として経営企画、財務を担っていることから、当社の取締役として適任だと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

特にありません。

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

やじま まさ あき
矢島 昌明

1960年9月30日生（満61歳）

新任

所有する当社株式の数

4,800 株



略歴・地位・担当

1984年 3 月	当社入社
2004年 6 月	株式会社ワコールインターナショナルホンコン取締役社長
2007年 4 月	株式会社ワコール国際本部営業グループ長
2008年 9 月	華歌爾(中国)時装有限公司董事副總經理
2009年 4 月	同社董事總經理
2011年 4 月	株式会社ワコール執行役員
2015年 4 月	同社執行役員技術・生産本部長
2016年 4 月	同社取締役執行役員技術・生産本部長
2018年 4 月	同社取締役常務執行役員卸売事業本部長
2021年 4 月	同社取締役常務執行役員グローバル本部長
2022年 4 月	同社取締役常務執行役員（現任）
2022年 4 月	当社グローバル本部長（現任）

取締役候補者とした理由

矢島昌明氏は、主たる事業会社である株式会社ワコールの技術・生産部門、営業部門、グローバル部門での豊富な経験と実績から当社の取締役として適任だと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

特にありません。

当社との特別の利害関係

当社と同氏の間には、特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者番号

(戸籍上の氏名：黛 円)

5

まゆずみ

黛 まどか

1962年7月31日生 (満59歳)

再任

独立役員

社外取締役

所有する当社株式の数

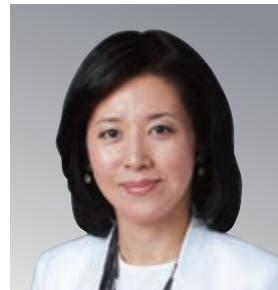
0 株

取締役在任期間

7 年 (本総会最終時)

当事業年度開催の取締役会出席状況

14 回 / 14 回 (100%)



略歴・地位・担当

1996年 8 月	俳句誌「月刊ヘップバーン」創刊・主宰
2001年 1 月	文部科学省文化審議会「国語分科会」委員
2004年12月	内閣官房「文化外交の推進に関する懇談会」委員
2010年 4 月	文化庁「文化交流使派遣事業」文化交流使
2013年 5 月	文部科学大臣「文化芸術立国の実現のための懇談会」委員
2014年 4 月	文部科学省文化審議会「文化政策部会」委員
2014年 4 月	当社顧問
2015年 6 月	当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

黛 まどか氏は、過去において社外役員となる以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、国内外の文化・芸術分野における幅広い活躍に基づく見識をもって当社のD&Iや女性をはじめとした人材開発の推進等の多様性尊重の経営に貢献していただいております。また、消費者視点、女性視点からも有益な意見と提言をいただいております。今後も企業価値の向上に資する助言を行っていただくこと及び当社の経営の監督を行っていただくことを期待しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

北里大学客員教授、昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科客員教授、京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授、公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員

当社との特別の利害関係

同氏については、2017年1月から同年12月まで、株式会社ワコールが主催しておりますワコールスタディホール京都の講師業務を委嘱しておりましたが、2018年以降は委嘱していません。また、その報酬額は年間100万円未満であり、このほかの利害関係はありません。なお、社外取締役に選任される以前の2014年4月から2015年6月まで、当社顧問として社会的課題解決の見地からの助言、並びに当社及び株式会社ワコールの従業員教育を委嘱しておりましたが、その報酬額は400万円未満であり、同氏の独立性に問題はありません。

候補者番号

6

さい

とう

しげる

齋 藤 茂

1957年1月26日生 (満65歳)

再任

独立役員

社外取締役

所有する当社株式の数

1,700 株

取締役在任期間

5 年 (本総会最終時)

当事業年度開催の取締役会出席状況

14 回 / 14 回 (100%)



略歴・地位・担当

1979年11月	株式会社トーセ入社 同社開発本部長
1985年10月	同社取締役
1987年 2 月	同社代表取締役社長
2004年 9 月	同社代表取締役社長兼CEO
2015年12月	同社代表取締役会長兼CEO (現任)
2017年 6 月	当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

齋藤 茂氏は、グローバルに展開するソフトウェア開発企業の代表取締役会長や他社の社外取締役を務めておられ、企業経営者として培われた知見と見識をもって当社の経営に貢献していただいております。また、IT分野に関する専門知識を有しておられ、当社のDX戦略に対しても有益な意見や提言をいただいております。今後も企業価値の向上に資する助言を行っていただくこと及び当社の経営の監督を行っていただくことを期待しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO、株式会社SCREENホールディングス社外取締役

当社との特別の利害関係

当社グループと株式会社トーセグループとの直近事業年度における取引額は、双方の連結売上高の0.1%未満であり、同氏の独立性に問題はありません。

候補者番号

7

いわ い つね ひこ
岩井恒彦

1953年5月28日生（満69歳）

再任

独立役員

社外取締役

所有する当社株式の数

0株

取締役在任期間

4年（本総会最終時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

14回 / 14回（100%）



略歴・地位・担当

1979年4月	株式会社資生堂入社
2002年4月	同社研究所製品化計画部長
2008年4月	同社執行役員技術部長
2014年6月	同社取締役執行役員常務 研究、生産、技術総括担当
2016年1月	同社代表取締役執行役員副社長 技術イノベーション本部長
2018年3月	同社シニアアドバイザー
2018年6月	当社社外取締役（現任）
2022年4月	クロスプラス株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

クロスプラス株式会社社外取締役

当社との特別の利害関係

当社と同氏との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩井恒彦氏は、グローバルに展開する化粧品製造販売企業の代表取締役を務めておられました。企業経営者として培われた知見と見識に加えて研究、生産、技術に関する専門知識を有しておられ、それらをもって当社の経営に貢献していただいております。また、「コンプライアンスやサステナブル経営に関する知見、当社と同じく「美を追求する」企業で培われた知見も有しておられ、それらに関する有益な意見と提言もいただいております。併せて、当社役員指名及び報酬の両委員会では委員長を担っていただいております。今後も企業価値の向上に資する助言を行っていただくこと及び当社の経営の監督を行っていただくことを期待しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 矢島昌明氏は、現在株式会社ワコールの取締役常務執行役員であります。2022年6月21日付で退任予定であります。
2. 当社は、黛 まどか氏、齋藤 茂氏、岩井恒彦氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、各氏の再任が承認された場合、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、黛 まどか氏、齋藤 茂氏、岩井恒彦氏の間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏の間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、更新することを予定しております。当該保険契約は被保険者に対して、会社補償、株主代表訴訟、第三者訴訟による損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用による損害を填補することを目的としております。各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお免責額の定めを設けており、当該免責額の損害までは填補の対象としないこととしております。また、役員は違法な私利私欲、犯罪行為、法令違反を認識しながら行う行為等一定の免責事由があります。特約部分も含め会社負担としており被保険者による保険料の負担はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役島田 稔氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、監査役候補者は、「役員を選解任基準」（本招集ご通知14頁に記載）に基づき決定しております。加えて、「社外役員の独立性基準」（本招集ご通知14、15頁に記載）を満たしております。

監査役候補者は次のとおりであります。

島	し ま	だ	の み
田	島	田	稔
1955年2月22日生（満67歳）			

再任	独立役員	社外監査役
----	------	-------

略歴・地位

1977年4月	株式会社東京銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2004年6月	株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 執行役員営業第一本部営業第四部長
2005年5月	同行執行役員ニューヨーク支店長
2008年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 常務執行役員名古屋営業本部長
2010年6月	綜通株式会社代表取締役副社長
2011年6月	内外建設株式会社代表取締役社長
2012年6月	綜通株式会社代表取締役社長
2012年6月	綜通アメニティサービス株式会社代表取締役社長
2018年6月	綜通株式会社取締役会長
2018年6月	当社社外監査役（現任）
2020年6月	綜通株式会社常勤顧問（現任）

所有する当社株式の数

2,100 株

監査役在任期間

4年（本総会終結時）

当事業年度開催の取締役会出席状況

14回 / 14回（100%）

当事業年度開催の監査役会出席状況

15回 / 15回（100%）



社外監査役候補者としての理由

島田 稔氏は、グローバルに展開する金融機関における海外駐在を含む豊富な経験と、企業経営経験者としての高い見識をもって、当社の監査を行っていただいております。今後もそれらを当社の監査体制に活かしていただきたくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

重要な兼職の状況

綜通株式会社常勤顧問

当社との特別の利害関係

同氏は2010年6月まで、当社の大株主であり借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の業務執行者でありましたが、同行の業務執行者を退任して12年が経過しており、同氏の独立性に問題はありません。

- (注) 1. 当社は、島田 稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
2. 当社は、島田 稔氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間に当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、更新することを予定しております。当該保険契約は被保険者に対して、会社補償、株主代表訴訟、第三者訴訟による損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び訴訟費用による損害を填補することを目的としております。候補者が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお免責額の定めを設けており、当該免責額の損害までは填補の対象としないこととしております。また、役員の違法な私利私欲、犯罪行為、法令違反を認識しながら行う行為等一定の免責事由があります。特約部分も含め会社負担としており被保険者による保険料の負担はありません。

以上

ご参考

取締役候補者及び監査役候補者の選任について

役員の選解任基準

株式会社ワコールホールディングス（以下「当社」といいます）は取締役および監査役（以下「役員」と総称します）を選解任するにあたっては、以下に定める選解任基準に従います。

<選任基準>

1. 人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
2. 遵法精神に富んでいること。
3. 事業運営、会社経営、法曹、行政、会計、教育、文化芸術のいずれかの分野で豊富な経験を有すること。また再任時には、さらに任期中の経営実績やグループ経営への貢献度を考慮されること。
4. 取締役のうち 1/3 以上は社外取締役とし、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称します）については、当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと。
5. 社外役員については、現に 4 社以上の上場会社の役員に任ぜられていないこと。
6. 当該候補者が選任されることで、取締役会および監査役会それぞれが、知識・経験・専門能力のバランスがとれ、ジェンダーや国際性、職歴、年齢などを踏まえた多様性が確保されること。

<解任基準>

1. 公序良俗に反する行為を行った場合。
2. 職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合。

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称します）は当社の一般株主と利益相反関係を生じないよう、十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。かかる観点から当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として選定することとします。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）に過去に一度でも業務執行者（*）として所属したことがある者

（*）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる使用人をいう。

2. 当社の株式を自己または他者の名義をもって議決権ベースで 5% 以上保有する大株主。当該大株主が法人、組合等の団体（以下「法人等」という）である場合は当該法人等に所属する業務執行者
3. 次のいずれかに該当する者

- (1) 当社グループの主要な取引先（*）、または当社グループを主要な取引先とする者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
- (2) 当社グループの主要な借入先（* 2）。当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
- (3) 当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者
- (4) 当社グループが議決権ベースで 5% 以上の株式を保有する法人等に所属する業務執行者

（*）主要な取引先とは、当社グループまたは相手方から見た販売先、仕入先であって、その最近 3 年間における年間取引額の平均が、当社グループまたは相手方の連結売上高の 2% を超えるものをいう。

（* 2）主要な借入先とは、当社グループが借入れを行なっている金融機関または個人であって、最近 3 年間における事業年度末における借入金残高の平均が、当社または当該借入先の連結総資産の 2% を超えるものをいう。

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（*）の金銭その他財産を得ている弁護士、会計士、税理士、弁理士、コンサルタント等の専門家。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれら専門家

（*）多額とは、当該専門家が、個人として当社グループに役員提供する場合か、当該専門家が所属する団体がこれをする場合かを問わず、役務の対価が最近 3 年間の平均で年間 1 千万円を超えることをいう。

6. 当社グループから多額（*）の寄付を受けている者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者

（*）多額とは、寄付金額が最近3年間の平均で年間1千万円を超えることをいう。

7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者

8. 上記1から7までのいずれかに該当する者（重要な者（*）に限る）の配偶者または2親等以内の親族

（*）重要な者とは、(i) 監査法人または会計事務所所属する公認会計士の場合、社員またはこれと同等の者、法律事務所所属する弁護士の場合、パートナーまたはこれと同等の者、その他法人等に所属する専門家の場合、これらと同等の者、また、(ii) 法人等の業務執行者である場合には、業務執行取締役、執行役、執行役員、部長格以上の上級管理職にある使用人、および評議員、理事、監事等の役職者、ならびにこれらと同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

9. 最近3年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者

10. その他当社の一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者

なお、上記2から9までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が社外役員としてふさわしいと判断する場合は、判断する理由を示したうえで例外的に社外役員候補者とする場合があります。

選任後の取締役および監査役のスキルマトリックス（第2号議案、第3号議案が承認された場合）

ワコールグループは、インナー事業（主に婦人）を中心にグローバルに事業を展開しております。その中で、当社は持株会社として、健全で透明性の高いガバナンス・内部統制を構築しグループ全体を統治しております。

監査役会設置会社である当社の取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。取締役会がその役割を適切に果たすために、自社グループの事業内容や統治構造を踏まえ、取締役会として必要なスキルを備えた状況が重要だと考えます。

取締役候補者番号	氏名	●男性 ●女性	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験（*）									
				企業経営 (経験・知見)	法務 コンプライアンス	財務 会計	サステナ ビリティ D&I	人材開発 組織開発	グローバル	DX	マーケティング	技術・生産 品質管理	
1	安原弘展	●		●						●		●	●
2	伊東知康	●		●			●	●				●	
3	宮城晃	●		●	●	●		●		●			
4	矢島昌明	●		●						●		●	●
5	黛まどか	●	●				●	●					
6	齋藤茂	●	●	●						●	●		
7	岩井恒彦	●	●	●	●		●					●	●

（*）上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

監査役候補者	氏名	●男性 ●女性	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験（*）									
				企業経営 (経験・知見)	法務 コンプライアンス	財務 会計	サステナ ビリティ D&I	人材開発 組織開発	グローバル	DX	マーケティング	技術・生産 品質管理	
-	北川真一	●		●		●		●			●		
-	岡本克弘	●		●						●			●
-	白井弘	●	●			●				●			
-	浜本光浩	●	●		●			●					
○	島田稔	●	●	●		●				●		●	

（*）上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

（*）上記一覧表には監査役候補者以外の現任の監査役も含まれております。

■ 政策保有株式に関する方針

当社では、中長期的な企業価値向上の観点から、取引関係の維持・強化、事業展開における協力・取引関係の構築・維持・強化、安定的な金融取引の維持等を目的に政策保有株式を保有する場合があります。保有にあたっては、中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかなどを検証し、定期的に取り締役に報告しています。取締役会においては、検証結果をもとに当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っています。保有の意義の薄れた株式については、相手先企業の状況も勘案した上で、順次処分・縮減を進めています。

当中期経営計画（2020年4月～2022年3月）において当社は、資産効率向上の観点から、2022年3月末までに、政策保有株式を3割（200億円以上/2019年3月末時価）縮減させていく方針としました。この中計期間中、株価の状況も考慮しながら、累計で37銘柄（うち一部の銘柄については、保有株式の一部を売却）、197億円（2019年3月末時価）の売却を進め、ほぼ予定通りの縮減をいたしました。

政策保有株式の保有状況（当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である㈱ワコールについて）

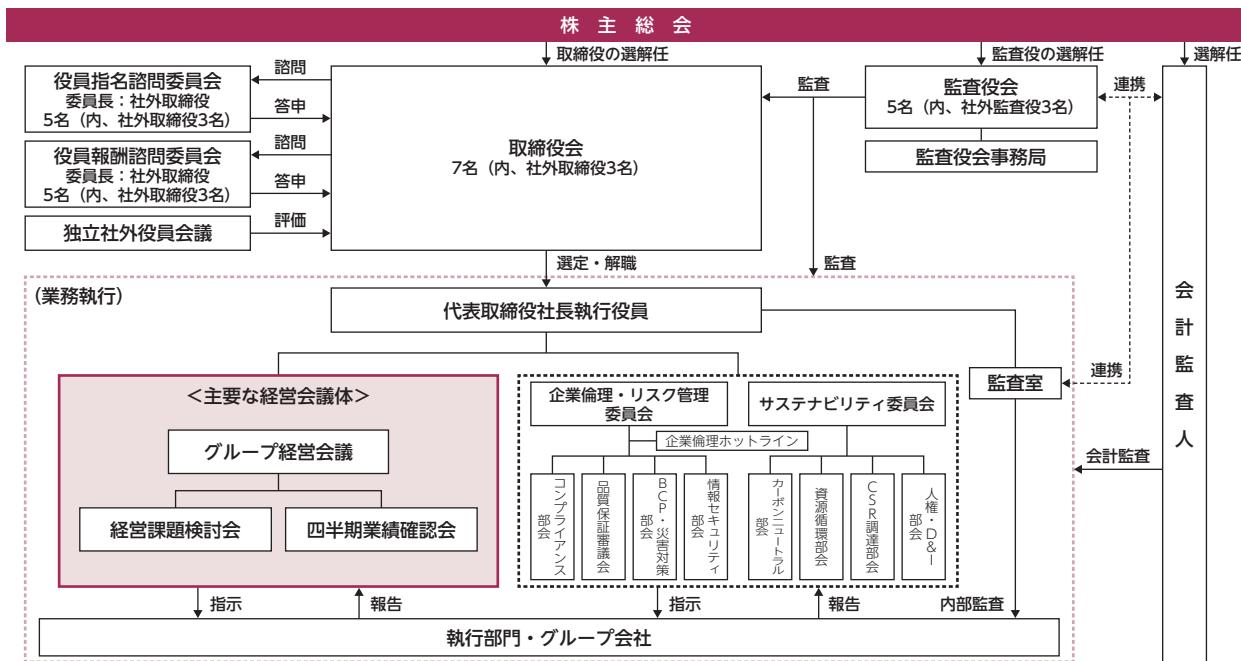
区分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
銘柄数	98	86	75	65
貸借対照表計上額の合計額（百万円）	60,837	42,173	50,114	46,000
連結純資産に対する比率	27.5%	20.1%	22.9%	20.3%

保有株式の議決権行使については、投資先企業の経営方針を十分に尊重した上で、当該企業及び当社の企業価値向上に資するものかどうかを総合的に精査し、議案への賛否を判断しています。

■ コーポレート・ガバナンス体制図

コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。当社では、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて、以下に示すとおり機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。



概要

役員指名諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、社外取締役3名、社内取締役2名で構成 ● 取締役に対する指名・昇格について検討し、決議事項を取締役に答申 ● 委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議
役員報酬諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、社外取締役3名、社内取締役1名、執行役員1名で構成 ● 取締役の報酬について検討し、決議事項を取締役に答申 ● 委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議
独立社外役員会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立役員を中心としたメンバーで構成 ● 取締役会に関する意見交換を通じて、取締役会の評価を実施
企業倫理・リスク管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 代表取締役社長執行役員を統括責任者、グループ管理統括担当取締役を委員長として、社内取締役、事業会社の取締役、執行役員ほかで構成 ● コンプライアンス体制を整備し、当社グループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、当社グループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進
サステナビリティ委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 代表取締役社長執行役員を統括責任者、取締役副社長執行役員を委員長として、社内取締役、事業会社の取締役、執行役員ほかで構成 ● グループ全体のサステナビリティ活動の方向性の議論や取り組み状況のモニタリングを実施

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(a) 事業の状況



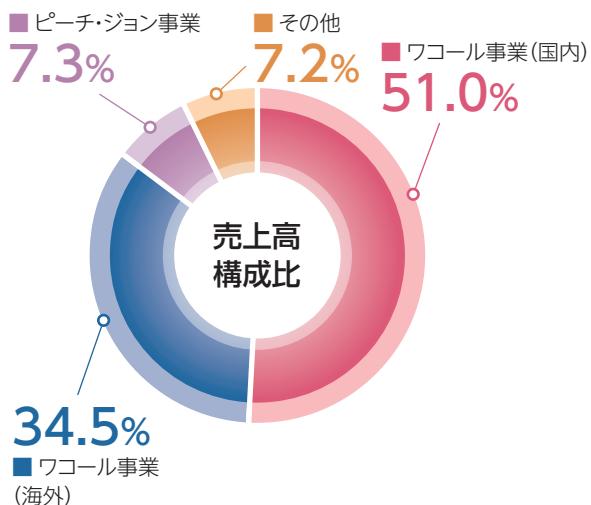
当期（2021年4月1日～2022年3月31日）における当社グループの経営環境は、米国や欧州は新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）による経済活動の制限緩和に伴い改善し、売上の回復を支えました。他方、日本においては度重なる緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用によって、経済活動が長期的に制限された結果、厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、お客さま・従業員・お取引先の健康と安全を最優先に事業活動を行いつつ、高収益な経営体質の構築に向けた構造改革に取り組みました。また、感染症の拡大をきっかけに大きく変化した消費者の生活様式に対応する商品やサービスの開発・提供を継続的に行うとともに、「オンラインとオフラインの融合」、「顧客データの活用」などを通じて顧客体験価値の向上に向けた独自のCX戦略を推進し、お客さま一人ひとりとの「深く、広く、長い」関係の構築に努めました。

中期経営計画の最終年度となる当期の連結売上高は、1,728.6億円（前期比13.6%増）、営業利益は、50.1億円（前期は11.2億円の営業損失）となりました。税引前当期純利益は、有価証券・投資評価損益（純額）について評価損6.4億円（前期は103.9億円の評価益）を計上したことから、72.5億円（前期比32.9%減）となりました（当社は米国会計基準を採用しており、当社及び連結子会社が保有する持分証券につきましては、公正価値で評価し、期初からの変動を「有価証券・投資評価損益（純額）」として「その他の収益・費用」で計上しています）。

以上の結果、当社株主に帰属する当期純利益は46.1億円（前期比34.4%減）となりました。なお、当該期間の為替換算レートは、1米ドル＝112.38円（前期106.06円）、1英ポンド＝153.56円（同138.68円）、1中国元＝17.03円（同15.48円）です。

オペレーティング・セグメントの実績は次のとおりであります。



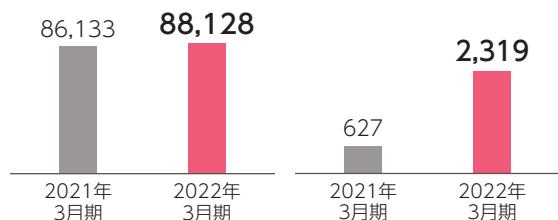
▶ オペレーティング・セグメント情報

	売上高 (百万円)	前期比 (%)
ワコール事業(国内)	88,128	102.3
ワコール事業(海外)	59,678	144.3
ピーチ・ジョン事業	12,528	102.7
その他	12,526	100.1
計	172,860	113.6

(注) セグメント情報は、米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用しております。

ワコール事業（国内）

売上高 (単位：百万円) 営業利益 (単位：百万円)



当該セグメントの売上高は881.3億円（前期比2.3%増）、営業利益は23.2億円（前期比269.9%増）となりました。営業利益については、前期の雇用調整助成金の受け取りによる利益貢献の裏返しがありましたが、増収効果に加え、不動産の売却益が寄与したことなどもあり、増益となりました。

【ワコール】

ワコール事業（国内）の中核事業会社であるワコールの売上高は、1.6%の増収となりました。前期に大きく伸長した自社EC「ワコールウェブストア」は、新規顧客の獲得に苦戦したものの、既存顧客への販売が好調に推移したことから、過去最高の売上を更新しました。また、他社ECについても前期の水準を上回りました。他方、百貨店や量販店、直営店などの主要チャネルの店頭ベースの売上高は、感染症の再拡大やオミクロン株の急速な感染拡大に伴う外出自粛の影響を強く受け、低調に推移しました。

営業損益は、収益構造改革の一環として販促費や人件費等の固定費の削減を進めた結果、前期に比べて改善しましたが、感染症の長期化に伴う売上の低迷が響き、7.3億円の営業損失（前期は20.2億円の営業損失）となりました。なお、雇用調整助成金や不動産の売却益につきましては、それぞれ営業外収益、特別利益として計上されているため、上記の営業利益の金額や前期差には含まれていません（連結経営成績上は米国会計基準に基づき営業損益に組み替え表示しています）。

売上高

881億 28百万円 前期比 2.3% 増

営業利益

23億 19百万円 前期比 269.9% 増

主要な事業内容

インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売

主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

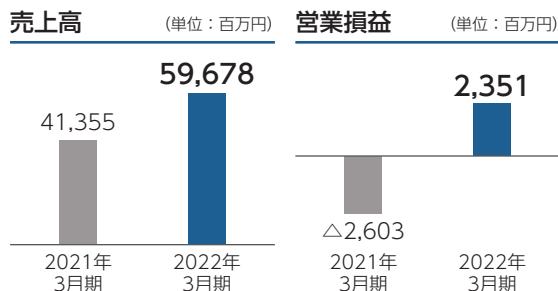


▶ ワコールブランド

重力に負けないバストケア Bra

※「バストケア」とは、からだのサイズを測って自分に合うブラをつけて、バストを重力から守ることです。

ワコール事業（海外）



邦貨換算後の当該セグメントは、欧米の売上が伸長したことから、売上高は596.8億円（前期比44.3%増）、営業利益は23.5億円（前期は26.0億円の営業損失）と大幅な増収増益となりました。なお、中国ワコールにおける百貨店等の売上について、当期より店頭価格ベースに変更していますが、遡及修正はしていません。また、当該変更により、当期の売上高、販売費及び一般管理費がそれぞれ同額（20.4億円）増加するため、営業利益額に影響はありません。

【ワコールインターナショナル（米国）】

ワコールインターナショナル（米国）の現地通貨ベースの売上高は、前期に比べ35.2%の増収（邦貨換算ベース43.2%増）となり、過去最高を更新しました。

「Wacoal」や「b.tempt'd」などのブランドを展開する米国ワコールの売上高は、下半期にオミクロン株の感染拡大に伴う外出自粛の影響や生産遅延に伴う販売機会のロスが生じたものの、個人消費の力強い回復を背景に1年を通じてEC・店頭ともに高い売上水準を維持した結果、前期に比べ39.1%の増収となりました。「LIVELY」ブランドを展開するIntimates Online, Inc.（以下、IO社）は、SNS広告のコスト高騰を受け広告投資を抑制したことなどにより、自社ECの売上が伸び悩みましたが、卸売や直営店舗の売上拡大が寄与し、14.9%の増収となりました。

売上高

596億78百万円 前期比 44.3%増

営業利益

23億51百万円 前期比 ー%

主要な事業内容

インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売

主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品他



中国ワコール
Salute（サルート）

現地通貨ベースの営業利益は、3.9百万ドル（邦貨換算ベース4.3億円）となりました（前期は8.6百万ドル（邦貨換算ベース9.1億円）の営業損失）。米国ワコールは増収効果により大幅な増益となりましたが、IO社は販売チャネル別の売上構成比の変化や、在庫適正化に向けた取り組みの強化などの影響で、赤字幅が拡大しました。

【ワコールヨーロッパ】

ワコールヨーロッパの現地通貨ベースの売上高は、個人消費の力強い回復を背景に英国、欧州、米国の各主要エリアで売上が感染症拡大前の水準を上回った結果、前期に比べ48.8%の増収（邦貨換算ベース64.8%増）となり、過去最高を更新しました。

チャネル別では、主力の専門店や他社ECが好調に推移した他、英国で展開する自社ECについても35.5%の増収となり、好調を維持しました。百貨店については、一部百貨店の閉店影響で感染症拡大前の水準には届かなかったものの、新規得意先との取引開始などにより、前期に対しては大幅な増収となりました。

現地通貨ベースの営業利益は、増収効果により、144.9%と大幅な増益（邦貨換算ベース170.9%増）となりました。

【中国ワコール】

中国ワコールの現地通貨ベースの売上高は、前期に比べ26.2%の増収（邦貨換算ベース38.9%増）となりました。

百貨店などの実店舗は、感染症拡大に伴う活動規制の影響で下半期（7月～12月）は苦戦しましたが、前期の店舗休業の裏返しによる上半期（1月～6月）の売上改善や、ショッピングモール等への直営店の出店増加などが寄与し、増収となりました。一方、中国国内ブランドの台頭により競争環境が激化するECについては、有名KOL (Key Opinion Leader)を活用したインフルエンサー・マーケティングなど新たな販促活動に取り組んだものの、効果が限定的なものに留まった結果、前期を下回りました。

現地通貨ベースの営業利益は、増収効果はあったものの、前期の政府の支援策がなくなったことに加え、事業活動の再開に伴う諸経費の増加により、62.0%の減益（邦貨換算ベース58.4%減）となりました。

ピーチ・ジョン事業



当該セグメントの売上高は、125.3億円（前期比2.7%増）となりました。

直営店は、前期の感染症拡大による店舗休業の反動に加え、有名タレントとのコラボアイテムの発売など話題性の高いマーケティング施策が来店客数の増加に寄与し、13.4%の増収となりました。一方、自社ECは、同じくコラボアイテムの貢献などがあったものの、大きく伸長した前期の水準には至らず、11.0%の減収となりました。

営業利益は、16.5億円（前期比3.8%増）となりました。前期の家賃減免などの裏返しがありましたが、増収効果により、高い利益水準を確保しました。

売上高

125億28百万円 前期比 2.7%増

営業利益

16億51百万円 前期比 3.8%増

主要な事業内容

インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、消費者への直接販売及び一部製品の卸売販売

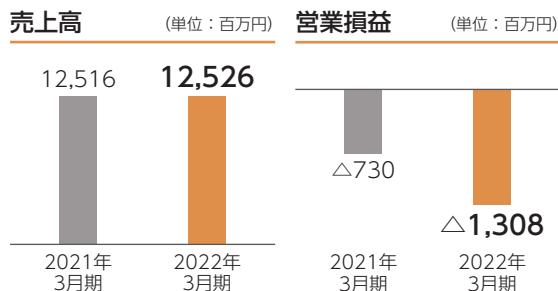
主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア）、アウターウェア、その他繊維関連商品他



▶ ピーチ・ジョン
ナイスバディブラ

その他



当該セグメントの売上高は、125.3億円（前期比0.1%増）、営業損益は13.1億円の営業損失（前期は7.3億円の営業損失）となりました。

【ルシアン】

ルシアンは、量販店や大手衣料品チェーン向けのプライベートブランド商品の売上が低調に推移したことに加え、ベトナム工場の休業により納品遅延が生じた結果、前期に比べ24.5%の減収となりました。

営業損益は、減収の影響に加え、不採算子会社の整理に伴う一時的な費用を計上したことから、6.4億円の営業損失（前期は2.2億円の営業利益）となりました。

【七彩】

七彩の売上高は、感染症拡大に伴う新規出店や各種イベントの中止により上期は苦戦しましたが、10月以降、改装工事などの受注活動に回復が見られたことから、前期に比べ13.7%の増収となりました。

営業損益は、オペレーションの見直しによる経費削減を進めたものの、売上の低迷が響き、2.5億円の営業損失（前期は3.6億円の営業損失）となりました。

売上高

125億 26百万円 前期比 0.1% 増

営業損失

13億 08百万円 前期比 ー% 減

主要な事業内容

インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造・卸売販売、マネキン人形の製造・販売、店舗設計・施工他

主要な製品

インナーウェア（ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他



七彩

FURNIMAL（ファーニマル）

(b) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として100億円の調達を実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(c) 設備投資の状況

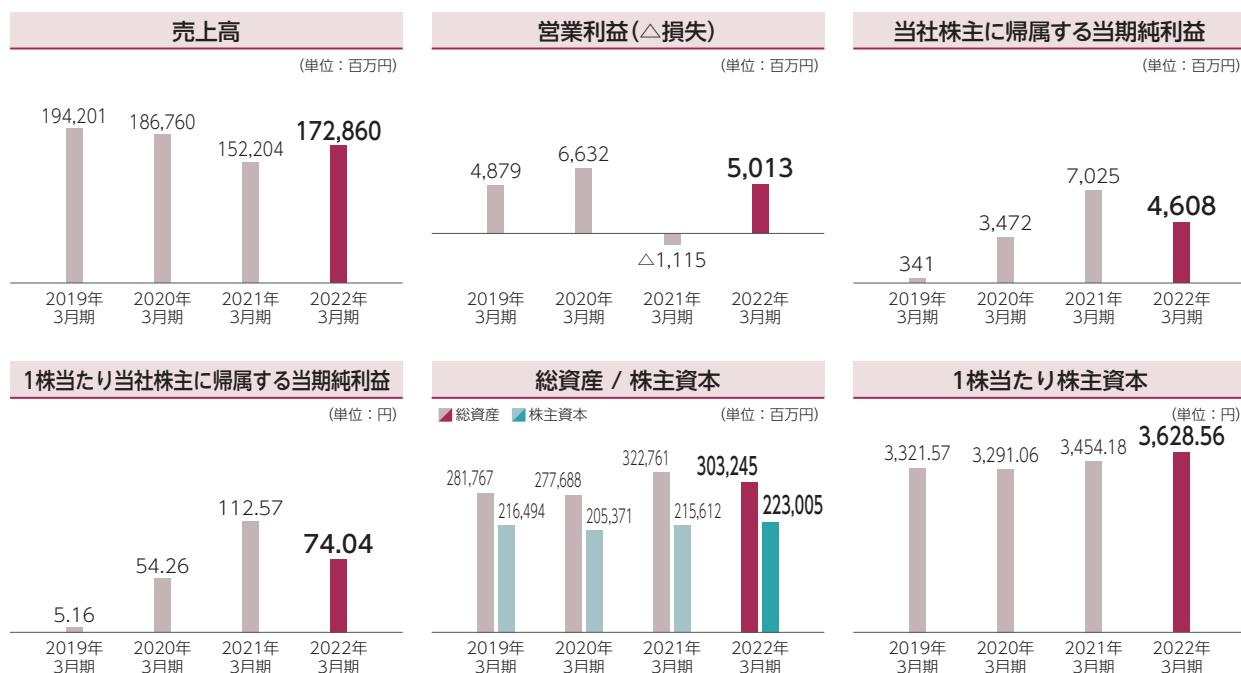
当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、97億45百万円であります。これらは、主に、守山流通センターの増築工事、子会社における情報システム投資及び所有不動産の維持補修工事に関するものであります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2019年3月期 第71期	2020年3月期 第72期	2021年3月期 第73期	2022年3月期 第74期
売 上 高	194,201	186,760	152,204	172,860
営 業 利 益 (△ 損 失)	4,879	6,632	△1,115	5,013
当社株主に帰属する当期純利益	341	3,472	7,025	4,608
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	5円16銭	54円26銭	112円57銭	74円04銭
総 資 産	281,767	277,688	322,761	303,245
株 主 資 本	216,494	205,371	215,612	223,005
1 株 当 たり 株 主 資 本	3,321円57銭	3,291円06銭	3,454円18銭	3,628円56銭



- (注) 1. 上記の連結経営指標は米国会計基準に基づく金額であります。このため、経常利益に代えて営業利益(△損失)を記載しております。
 2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
 3. 1株当たり株主資本は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。

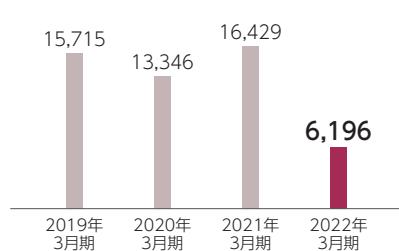
②当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2019年3月期 第71期	2020年3月期 第72期	2021年3月期 第73期	2022年3月期 第74期(当期)
営 業 収 益	15,715	13,346	16,429	6,196
経 常 利 益	11,255	9,111	12,048	1,682
当 期 純 利 益	5,968	8,762	11,544	2,749
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	90円24銭	136円93銭	184円98銭	44円18銭
総 資 産	154,554	156,000	191,737	165,180
純 資 産	134,813	130,996	140,106	138,332
1 株 当 たり 純 資 産 額	2,060円13銭	2,090円11銭	2,235円07銭	2,241円50銭

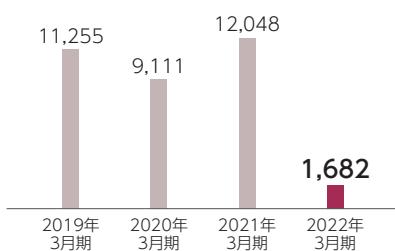
営業収益

(単位：百万円)



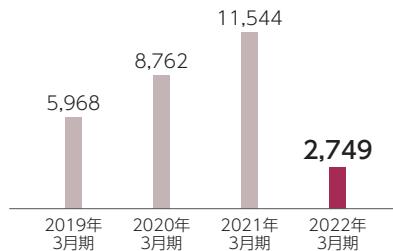
経常利益

(単位：百万円)



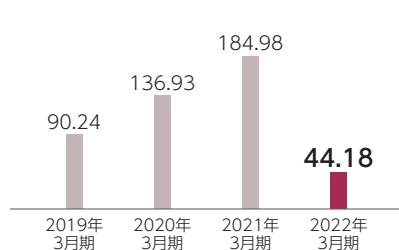
当期純利益

(単位：百万円)



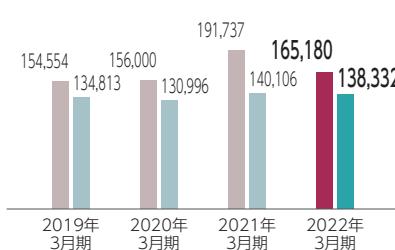
1株当たり当期純利益

(単位：円)



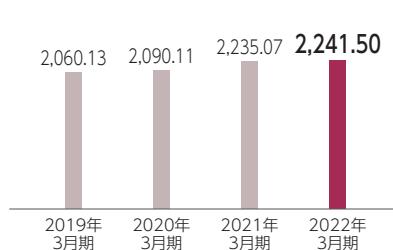
総資産 / 純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、2030年に向けたグループの将来ビジョンを示す「VISION 2030」を策定いたしました。「高い感性と品質で、ひとりひとりのからだと心に、美しさと豊かさを提供し、『世界のワコールグループ』として進化・成長する」ことを中長期的なビジョンとして掲げており、以下の取り組み項目を通じて、持続的な成長による企業価値の向上を実現させてまいります。

1. 顧客への提供価値の最大化
2. 従業員ひとりひとりの成長と、働きがいの高い組織の構築
3. 次世代に向けた地球環境の保全
4. すべての人が自分らしく活躍できる社会の実現
5. 持続的成長の実現に向けたガバナンスの強化

「VISION 2030」の達成に向けて、2023年3月期を初年度とし、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画の策定を現在、進めております。新しい中期経営計画ならびに、2030年に向けた中長期的戦略フレーム「VISION 2030」については、6月上旬に公表する予定です。

2023年3月期につきましては、感染症の再拡大による一部地域での経済活動の停滞や、グローバルでのインフレ、地政学的リスク、それらに伴う原材料および輸送費の更なる高騰などが懸念されており、経済活動は依然として不透明な状況が続くことが想定されます。このような環境のもと、当社は複雑化・多様化する社会課題への取り組みを将来の「成長機会」として捉え、事業を通じて「社会課題の解決」と「持続的成長」を両立する「サステナビリティ経営」を推進することで、企業価値の向上を実現してまいります。国内事業においては、引き続き、「オンラインとオフラインの融合」、「顧客データの活用」などを通じて顧客体験価値の向上に向けた独自のCX戦略を推進するとともに、収益力の向上に向けた取り組みを強化し、レジリエントな企業体質への転換を目指します。海外事業においては、既存進出エリアでの堅実な売上拡大に加え、EC事業の拡大や新興エリアへの進出によって、更なる拡大を図ってまいります。財務面では、営業キャッシュ・フローを活用し、成長に向けたIT・デジタル投資や株主還元を行うとともに、新規事業投資の機会を探ってまいります。また、利益改善を第一義として、資産効率、資本効率をあげることで、ROE向上に取り組んでまいります。

(4) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所及び工場

本社（京都府）

②子会社の主要な事業所及び工場

(株)ワコール（京都府）、(株)ピーチ・ジョン（東京都）、(株)ルシアン（京都府）、九州ワコール製造(株)（長崎県）、(株)七彩（京都府）、(株)トリーカ（大阪府）、WACOAL INTERNATIONAL CORP.（米国）、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.（英国）、WACOAL EMEA LTD.（英国）、WACOAL EUROPE SAS（仏国）、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO.,LTD.、WACOAL HONG KONG CO.,LTD.、和江留投資股份有限公司（台湾）、華歌爾（中国）時装有限公司、A TECH TEXTILE CO.,LTD.（タイ）

（注）2022年4月1日付で、当社の連結子会社である九州ワコール製造(株)は、商号を(株)ワコールマニユファクチャリングジャパンに変更しております。

(5) 従業員の状況

①企業集団の従業員

オペレーティング・セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
ワコール事業（国内）	6,885	△347
ワコール事業（海外）	10,655	432
ピーチ・ジョン事業	450	△38
その他	1,727	△154
合計	19,717	△107

（注）1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員 730名）は含んでおりません。

②当社の従業員

従業員数（名）	前期末比増減数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
90	5	46.0	19.8

（注）従業員数は、就業人員であります。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要事業内容	摘要
(株) ワ コ ー ル	京都市南区	百万円 5,000	% 100.0	衣料品の製造販売	
(株) ピ ー チ ・ ジ ョ ン	東京都港区	90	100.0	衣料品の販売	
(株) ル シ ア ン	京都市南区	90	100.0	衣料品及びその他繊維 関連製品の製造販売	
(株) 七 彩	京都市南区	90	99.9	マネキン人形及びディス プレイ器具の製造販売 店舗設計・施工	
WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国ニューヨーク市	千USドル 20,000	100.0	米国子会社への投資	※1
WACOAL AMERICA, INC.	米国ニューヨーク市	2,062	100.0	衣料品の製造販売	※2
WACOAL EUROPE LTD.	英国ノーサンプトンシャー州	千ポンド 175	100.0	子会社への投資	
WACOAL EMEA LTD.	英国ノーサンプトンシャー州	250	100.0	衣料品の製造販売	※3
華歌爾（中国）時装有限公司	中国北京市	千元 189,364	100.0	衣料品の製造販売	※4
A TECH TEXTILE CO.,LTD.	タイ王国バンコク市	百万タイパーツ 1,000	54.2	原材料の製造販売	※5

(注) ※1 WACOAL INTERNATIONAL CORP.は、当社の子会社(株)ワコールが100%出資している会社であります。

※2 WACOAL AMERICA, INC.は、WACOAL INTERNATIONAL CORP.が100%出資している会社であります。

※3 WACOAL EMEA LTD.は、当社の子会社WACOAL EUROPE LTD.が100%出資している会社であります。

※4 華歌爾（中国）時装有限公司は、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO.,LTD.、が100%出資している会社であります。

※5 A TECH TEXTILE CO.,LTD.は、当社の子会社(株)ワコールが54.2%出資している会社であります。

(7) 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株 式 会 社 ワ コ ー ル	京都市南区吉祥院中島町29番地	72,336百万円	165,180百万円

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,000
株 式 会 社 京 都 銀 行	3,000
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	2,000

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	250,000,000株	
(2) 発行済株式の総数	65,589,042株	(自己株式4,130,773株を含む。)
(3) 株主数	20,109名	

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,062	13.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,943	8.04
株式会社三菱UFJ銀行	3,095	5.04
明治安田生命保険相互会社	3,050	4.96
株式会社京都銀行	2,352	3.83
株式会社滋賀銀行	1,751	2.85
日本生命保険相互会社	1,569	2.55
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,525	2.48
旭化成株式会社	1,241	2.02
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再委託分・東レ株式会社退職給付信託口）	1,205	1.96

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式4,130,773株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2021年6月29日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、同年6月29日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月16日付で当社の取締役（社外取締役を除く。）4名及び当社子会社の取締役6名に対し、それぞれ自己株式17,500株及び9,300株の処分を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称（発行日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	行使時の払込金額	権利行使期間	保有状況
第1回新株予約権 (2008年7月30日)	19個	普通株式 9,500株	1株当たり1円	2008年9月2日～ 2028年9月1日	取締役1名
第2回新株予約権 (2008年7月30日)	4個	普通株式 2,000株	1株当たり1円	2008年9月2日～ 2028年9月1日	取締役1名(注)2
第3回新株予約権 (2009年7月30日)	20個	普通株式 10,000株	1株当たり1円	2009年9月2日～ 2029年9月1日	取締役1名
第4回新株予約権 (2009年7月30日)	4個	普通株式 2,000株	1株当たり1円	2009年9月2日～ 2029年9月1日	取締役1名(注)2
第5回新株予約権 (2010年7月30日)	21個	普通株式 10,500株	1株当たり1円	2010年9月2日～ 2030年9月1日	取締役1名
第6回新株予約権 (2010年7月30日)	4個	普通株式 2,000株	1株当たり1円	2010年9月2日～ 2030年9月1日	取締役1名(注)2
第7回新株予約権 (2011年7月29日)	31個	普通株式 15,500株	1株当たり1円	2011年9月2日～ 2031年9月1日	取締役2名
第9回新株予約権 (2012年7月31日)	35個	普通株式 17,500株	1株当たり1円	2012年9月4日～ 2032年9月3日	取締役2名
第11回新株予約権 (2013年7月31日)	34個	普通株式 17,000株	1株当たり1円	2013年9月3日～ 2033年9月2日	取締役2名
第13回新株予約権 (2014年7月31日)	30個	普通株式 15,000株	1株当たり1円	2014年9月2日～ 2034年9月1日	取締役2名
第14回新株予約権 (2014年7月31日)	3個	普通株式 1,500株	1株当たり1円	2014年9月2日～ 2034年9月1日	取締役1名(注)2
第15回新株予約権 (2015年7月31日)	25個	普通株式 12,500株	1株当たり1円	2015年9月2日～ 2035年9月1日	取締役2名
第16回新株予約権 (2015年7月31日)	3個	普通株式 1,500株	1株当たり1円	2015年9月2日～ 2035年9月1日	取締役1名(注)2
第17回新株予約権 (2016年7月29日)	32個	普通株式 16,000株	1株当たり1円	2016年9月2日～ 2036年9月1日	取締役2名
第18回新株予約権 (2016年7月29日)	4個	普通株式 2,000株	1株当たり1円	2016年9月2日～ 2036年9月1日	取締役1名(注)2
第19回新株予約権 (2017年7月31日)	20個	普通株式 10,000株	1株当たり1円	2017年9月2日～ 2037年9月1日	取締役2名
第20回新株予約権 (2017年7月31日)	3個	普通株式 1,500株	1株当たり1円	2017年9月2日～ 2037年9月1日	取締役1名(注)2
第21回新株予約権 (2018年7月20日)	111個	普通株式 11,100株	1株当たり1円	2018年8月18日～ 2038年8月17日	取締役3名
第22回新株予約権 (2018年7月20日)	25個	普通株式 2,500株	1株当たり1円	2018年8月18日～ 2038年8月17日	取締役1名(注)2
第23回新株予約権 (2019年6月27日)	146個	普通株式 14,600株	1株当たり1円	2019年7月23日～ 2039年7月22日	取締役3名
第24回新株予約権 (2019年6月27日)	33個	普通株式 3,300株	1株当たり1円	2019年7月23日～ 2039年7月22日	取締役1名(注)2
第25回新株予約権 (2020年6月26日)	214個	普通株式 21,400株	1株当たり1円	2020年7月18日～ 2040年7月17日	取締役4名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役は、新株予約権を保有しておりません。
 2. 取締役保有分は、新株予約権発行時に子会社取締役の地位にあった時に付与されたものであります。
 3. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株（2017年9月1日以前に付与した新株予約権については、500株）であります。
 4. 2017年10月1日付で行った普通株式2株を1株とする株式併合により、「目的となる株式の種類と数」は調整されております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	塚本能交	京都商工会議所会頭
代表取締役社長執行役員	安原弘展	
取締役副社長執行役員	伊東知康	株式会社ワコール代表取締役社長執行役員
取締役常務執行役員	宮城晃	グループ管理統括担当 企業倫理・リスク管理委員会委員長
取締役	黛まどか	北里大学客員教授 昭和女子大学人間文化学部日本語日本文学科客員教授 京都橘大学文学部日本語日本文学科客員教授 公益財団法人東日本鉄道文化財団評議員
取締役	齋藤茂	株式会社トーセ代表取締役会長兼CEO 株式会社SCREENホールディングス社外取締役
取締役	岩井恒彦	役員指名諮問委員会委員長 役員報酬諮問委員会委員長
常勤監査役	北川真一	株式会社ワコール監査役 株式会社ハウスオブローゼ取締役監査等委員
常勤監査役	岡本克弘	株式会社ワコール監査役
監査役	白井弘	公認会計士・白井公認会計士事務所所長 株式会社アルテコ社外監査役 公立大学法人大阪監事
監査役	浜本光浩	浜本総合法律事務所代表弁護士 株式会社TVE社外取締役 大阪兵庫生コンクリート工業組合員外監事
監査役	島田稔	綜通株式会社常勤顧問

- (注) 1. 取締役黛まどか氏、齋藤茂氏、岩井恒彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役白井弘氏、浜本光浩氏、島田稔氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
 4. 常勤監査役北川真一氏は、当社及び子会社経理部門での経理業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 5. 監査役白井弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 6. 社外取締役黛まどか氏、齋藤茂氏、岩井恒彦氏及び社外監査役白井弘氏、浜本光浩氏、島田稔氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 7. 監査役廣島清隆氏は、2021年6月29日開催の第73期定時株主総会最終の時をもって辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	305 (28)	261 (28)	－ (－)	44 (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	60 (21)	60 (21)	－ (－)	－ (－)	6 (3)
合計 (うち社外役員)	366 (50)	322 (50)	－ (－)	44 (－)	14 (6)

(注) 1. 上表には、2021年6月29日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬（業績賞与）の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、連結営業利益であり、当該指標を選定した理由は、当社が本業による儲けである連結営業利益を最重要視しているためです。業績賞与の額の算定方法は、連結営業利益額の基準値の達成率を基本とした上で、その他の業績等を加味し決定しています。連結営業利益の基準値は過去の実績等から135億円としており、当期は、前期及び当期業績を踏まえ総合的に判断した結果、当事業年度に係る業績賞与はありません。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、決定方針等は「⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役又は執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間、譲渡の制限を受けます。

④ 取締役および監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

基本報酬の額については、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）は年額3億50百万円以内、監査役の報酬額は年額75百万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は7名、監査役の員数は5名でした。

業績賞与の額に関しては、各年度の定時株主総会において各事業年度の業績に応じた支給額を決議いただいております。譲渡制限付株式については、2021年6月29日開催の第73期定時株主総会の決議により、報酬額は基本報酬とは別枠で年額70百万円以内とすること、各事業年度において割り当てる株式の数の上限は28,000株とすること、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社が定める当社子会社の取締役、監査役又は執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間は割り当てられた譲渡制限付き株式はその譲渡の

制限を受けること、譲渡制限付株式はその割当を受けた対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社取締役会が定める当社子会社の取締役、監査役又は執行役員いずれかの地位にあったことを条件として、割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限が解除されることなどを定めております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は7名（うち社外取締役は3名）でした。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、本決定方針という）を定めております。当社の取締役の報酬制度は、固定報酬である「基本報酬」と各事業年度の業績に連動する「業績賞与」及び中長期インセンティブである「譲渡制限付株式」の構成としており、業務執行から独立した立場である独立社外取締役は、固定報酬である「基本報酬」のみとしております。各報酬の決定方針の概要は、以下の表のとおりです。

	個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針	報酬を与える時期、個人別の報酬等の内容の決定方法等
基本報酬	<ul style="list-style-type: none"> 各役員に応じて決定する。 過年度における経営への貢献を反映する。 同業種或いは同規模の他企業との報酬水準レンジとの検証を行い、当社の業績や規模に見合った水準とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 月額固定報酬とする。 役員報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、取締役会が具体的内容を決定する。
業績賞与 (業績連動報酬)	<ul style="list-style-type: none"> 連結業績との連動度合を高めるため、単年度の連結営業利益の基準値に対する達成率を基本とした上でその他の業績等を加味し決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回当該年度の株主総会で業績賞与総額が承認された後支給する。 役員報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、取締役会にて確定し総額を株主総会で決議する。
譲渡制限付株式 (非金銭報酬)	<ul style="list-style-type: none"> 役員報酬諮問委員会の答申に基づいて決定された基本報酬月額及びその発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における当社普通株式の終値を基に決定する。 割当を受けた株式は、交付日から当社で定める取締役、監査役、執行役員いずれの地位からも退任するまでの間は譲渡を制限する。 制限の解除は譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する株主総会の開催日まで継続して取締役、監査役、執行役員いずれかの地位にあったことを条件に、割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点とする。 ただし、譲渡制限付株式割当契約書の規程に違反した場合など譲渡制限が解除されていない株式の全部について無償で取得する場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 年1回定時株主総会での取締役選任後割り当てる。 取締役会にて割当数を決定する。

基本報酬、業績賞与、譲渡制限付株式の比率は業績連動報酬の算定結果が基準値どおりの場合、基本報酬71%、業績賞与18%、譲渡制限付株式11%とする。

役員報酬諮問委員会は独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議することで、透明性と公平性の高い運営を行っています。

本決定方針は取締役会が役員報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重し2021年5月14日の取締役会において決議しました。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬諮問委員会が原案について本決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し本決定方針に沿うものと判断しております。

監査役の報酬等の内容についての決定方針につきましては監査役会にて決定しております。業務執行から独立した立場である監査役は月額固定報酬である「基本報酬」のみとし、同業種または同規模の他企業と比較して、当社の業績や規模に見合った額とすることとしています。また、監査役の個人別の基本報酬の額の決定は監査役相互の協議により決定します。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、取締役会が行っており、委任しておりません。

(3) 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	黛 まどか	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、文化・芸術に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。特に文化・芸術分野の見識、消費者視点、女性視点から当社の顧客コミュニケーション、社会的責任、リスク管理等を含め幅広く積極的な提言をいただいております。また、取締役会での発言に加え、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の委員を担うことによっても、経営者を監督する機能を果たしております。
取締役	齋藤 茂	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。特に経営全般の知見、見識、IT分野に関する専門知識から当社の事業戦略、顧客拡大、CX戦略等を含め幅広く積極的な提言をいただいております。また、取締役会での発言に加え、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の委員を担うことによっても、経営者を監督する機能を果たしております。
取締役	岩井 恒彦	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、技術分野及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。特に経営全般の知見、見識及び研究、生産、技術、コンプライアンスに関する専門知識から当社の事業戦略、ブランド戦略、生産戦略、リスク管理等を含め幅広く積極的な提言をいただいております。また、取締役会での発言に加え、役員指名諮問委員会、役員報酬諮問委員会の委員長を担うことによっても、経営者を監督する機能を果たしております。
監査役	白井 弘	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。
監査役	浜本 光浩	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回の全てに出席し、主に弁護士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。
監査役	島田 稔	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回の全てに出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員全員（取締役・監査役）、(株)ワコールを含む国内連結子会社役員全員、海外子会社・関連会社の日本人出向役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟、第三者訴訟の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、

- ・ 役員の違法な私的利益取得
 - ・ 犯罪行為
 - ・ 法令違反を認識しながら行う行為
 - ・ 身体障害・財物損壊・人格権侵害に対する損害賠償請求
 - ・ 天災（地震・噴火・洪水・津波等）・戦争・内乱に起因する損害賠償請求
 - ・ 環境汚染、石綿の有害な特性に起因する損害賠償請求
 - ・ 会社または被保険者が次の何れかの米国法令に違反したと主張する申立てに基づく損害賠償請求（①米国従業員退職所得保障法、②米国組織犯罪規制法、③米国証券取引所法）
- の場合には、填補の対象としないこととしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	220百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	269百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちWACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EUROPE LTD.、WACOAL EMEA LTD.、華歌爾（中国）時装有限公司、A TECH TEXTILE CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準(IFRS)に関するアドバイザリー業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から前事業年度の監査計画上の時間と実績時間との比較や過年度の監査報酬の推移等の必要な資料の入手、説明を受けた上で、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び水準について確認しました。その結果、当事業年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制及び監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかという観点から、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項により会計監査人の報酬に同意しております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。

また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「ワコールグループ」といいます。）の取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。
- ・コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、当社に代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当し、ワコールグループ全体に対する企業倫理およびリスク管理の対応を行います。
- ・ワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告できる体制となっています。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン：法務・コンプライアンス部および外部法律事務所が窓口）も含まれます。報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理・リスク管理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。
- ・当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会の承認の下、「文書管理規程」を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとし、以下、同じ。）を関連資料とともに保存します。
 - * 株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録取締役を最終決裁者とする書類等、その他「文書管理規程」に定める文書
- ・前記に定める文書の保管期間及び保管場所は「文書管理規程」に定めるところにより、保管期間は少なくとも10年間とします。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当します。
- ・リスク管理体制の基礎として、企業倫理・リスク管理委員会は取締役会の承認の下、「リスク管理基本規程」を定めています。企業倫理・リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。
- ・企業倫理・リスク管理委員会はワコールグループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告を行います。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち1/3以上は独立社外取締役とします。
- ・取締役・使用人が共有するワコールグループ横断的な中期経営計画を策定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、確認します。
- ・ワコールグループ各社の業績は、月次単位で把握し取締役会へ報告します。また、四半期毎に四半期業績確認会を開催することにより業績及び施策の実施状況を確認し、目標に未達の場合はその改善策を検討した上で必要に応じて目標の見直しを行います。
- ・グループの主要な会社では執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築します。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・「グループ会社管理規程」を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
- ・グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
- ・監査室は、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めてグループ会社の業務監査を実施し、その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して上記に関わる指導・助言を行います。
- ・外国の子会社については、各国の法令等を遵守し、合理的な範囲で本方針に従った体制とします。

⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査役は、監査役職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
- ・監査役補助者については専任とします。また監査役補助者の実効性と独立性を確保するため、その任命・評価・人事異動・懲戒等、人事に関する決定には、監査役の同意を必要とします。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ワコールグループの取締役は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
- ・ワコールグループの使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に直接報告することができます。当該報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けません。
- ・ワコールグループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。
 - ・グループ経営会議に付議された事項
 - ・月次、四半期のグループ経営状況
 - ・業務監査結果
 - ・内部通報制度への通報の状況
 - ・上記の他重要な事項

⑧その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・監査役の過半数は独立社外監査役とし、監査の透明性・中立性を高めます。
- ・監査役は、監査室所属の使用人に対して、その職務に必要な事項を要求することができます。また、監査役職務に必要な費用は会社に請求できます。
- ・監査役は、取締役会に出席する他、ワコールグループの主要な会議に出席することができます。
- ・監査役は、監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行います。
- ・監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

(2) 「業務の適正を確保するための体制」運用状況の概要

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス体制を具体的に整備・運営するためにコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は四半期毎に開催し、コンプライアンスの啓発や内部通報された案件に関する検討等を実施しています。
- ・法務・コンプライアンス部では、社員への啓発活動として階層別の集合教育やe-ラーニング等を継続して実施しています。また、海外グループ会社に対する啓発活動や外部機関による法令遵守ヘルスチェック、外部企業倫理ホットラインの拡大といった内部通報制度の充実に順次取り組んでいます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書管理規程」に定める書類は、「文書管理規程」に基づいて適切に保存されており、取締役及び監査役は適時閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業倫理・リスク管理委員会では、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、四半期毎に取締役会へ報告しています。
- ・企業倫理・リスク管理委員会傘下にC S R 調達委員会を設置し、グループの調達方針として、人権・労働慣行・環境や倫理などの社会的要求事項への配慮を重視する企業との取引を推進することなどを定めた「ワコールグループC S R 調達ガイドライン」の仕入先様の遵守状況について、仕入先様の自己評価によるモニタリングに始まり、分析・評価フィードバック、是正・改善計画、フォローアップという、一連のサイクルを機能させる取り組みを行い、継続して対象範囲も拡大しました。
- ・企業倫理・リスク管理委員会傘下に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、関連情報の収集とグループ内への発信を行うとともに、政府や地方自治体等の指導内容を踏まえ、対応方針、対策を決定し、グループ各社への周知徹底を行いました。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役7名のうち3名を独立社外取締役とし、透明性の高い意思決定を行っています。
- ・2023年3月期を初年度とするワコールグループ中長期経営方針について検討・立案しました。
- ・四半期業績確認会を四半期単位で開催し、業績及び施策の実施状況の確認と検討を行っています。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の決裁・報告事項は、「グループ会社管理規程」に基づいて適正に運営しています。
- ・監査室は、年度毎の監査計画を定め、当社及び国内外の子会社を対象に、業務監査及び内部統制監査を実施しています。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

- ・監査室は、監査役の求めに応じて適宜その職務の補助を行っています。なお、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められていませんので、監査役補助者は任命されていません。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は、主要な会議に出席して付議事項や経営状況について報告を受けています。また業務監査結果や内部通報制度に通知のあった事案についても適宜報告を受けています。

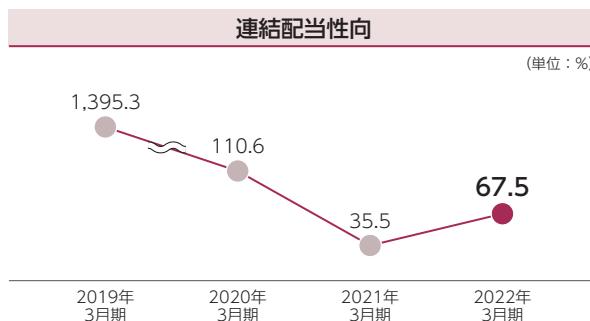
⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・ 監査役5名の内3名は独立社外監査役とし、監査の実効性を高めています。
- ・ 会社は、監査役がその職務に必要な費用の全てを負担しています。
- ・ 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、取締役へのヒアリング、子会社往査などを行っています。またグループ監査役会議を主宰し、国内子会社監査役から定期的な報告を受けています。
- ・ 監査役は、会計監査人、監査室と定期的及び必要な都度、情報交換や意見交換を実施しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆さまへの利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資によって企業価値を高め、1株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としています。内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆さまへの還元を図らせていただきたいと思います。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、2022年5月13日開催の取締役会にて1株当たり30円、効力発生日を2022年6月6日とする決議をいたしました。これにより、中間で実施した配当金も含めて当事業年度の年間配当金は1株当たり50円となります。



※2019年3月期以降の連結配当性向について、子会社に係る無形固定資産の減損損失及び投資有価証券の評価損益などの非経常項目を控除した当社株主に帰属する当期純利益で算出した場合、2019年3月期：50.7%、2020年3月期：63.1%、2021年3月期：100.3%、2022年3月期：61.6%となります。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2022年3月31日現在)	ご参考：前期 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	108,428	134,122
現金及び現金同等物	37,982	63,557
定期預金	1,387	1,443
有価証券	—	253
売掛債権	19,414	17,571
貸倒引当金	△282	△346
棚卸資産	45,268	43,250
返品資産	655	600
その他流動資産	4,004	7,794
有形固定資産	52,961	49,758
土地	20,358	20,569
建物及び構築物	77,641	72,978
機械装置及び工具器具備品等	20,829	19,356
建設仮勘定	1,289	1,264
減価償却累計額	△67,156	△64,409
その他の資産	141,856	138,881
オペレーティングリース使用権資産	12,356	12,729
関連会社投資	22,835	21,207
投資	47,926	51,603
のれん	22,945	21,169
その他の無形固定資産	15,408	15,220
前払年金費用	13,411	9,533
繰延税金資産	1,554	1,649
その他	5,421	5,771
資産合計	303,245	322,761

科目	当期 (2022年3月31日現在)	ご参考：前期 (2021年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	47,303	76,071
短期借入金	10,227	40,672
支払手形	558	712
買掛金	10,067	8,734
未払金	7,006	6,610
未払給料及び賞与	6,319	6,822
未払税金	1,408	1,025
返金負債	1,991	2,266
短期オペレーティングリース負債	4,549	4,411
一年内返済予定長期債務	—	35
その他流動負債	5,178	4,784
固定負債	29,890	28,074
長期債務	1,626	1,498
退職給付に係る負債	3,345	1,942
繰延税金負債	14,095	12,292
長期オペレーティングリース負債	8,150	8,520
条件付取得対価に係る負債(長期)	820	1,639
その他固定負債	1,854	2,183
負債合計	77,193	104,145
資本の部		
資本金	13,260	13,260
資本剰余金	29,077	29,120
利益剰余金	183,456	181,346
その他の包括損益累計額	8,070	762
為替換算調整勘定	7,714	1,770
年金債務調整勘定	356	△1,008
自己株式	△10,858	△8,876
株主資本合計	223,005	215,612
非支配持分	3,047	3,004
資本合計	226,052	218,616
負債及び資本合計	303,245	322,761

(注) 1.記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

2.「ご参考：前期」は、監査対象外です。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
売上高	172,860	152,204
営業費用	167,847	153,319
売上原価	76,607	67,798
販売費及び一般管理費	93,221	83,201
固定資産除売却損益 (純額)	△1,981	△365
のれん及びその他の無形固定資産減損損失	—	2,685
営業利益 (△損失)	5,013	△1,115
その他の収益・費用 (△)	2,233	11,907
受取利息	53	61
支払利息	△62	△78
受取配当金	1,312	1,126
有価証券・投資評価損益 (純額)	△641	10,390
為替差損益 (純額)	507	168
その他の損益 (純額)	1,064	240
税引前当期純利益	7,246	10,792
法人税等	3,497	4,081
当期税額	2,300	1,803
繰延税額	1,197	2,278
持分法による投資損益調整前当期純利益	3,749	6,711
持分法による投資損益	792	93
当期純利益	4,541	6,804
非支配持分帰属損益	67	221
当社株主に帰属する当期純利益	4,608	7,025

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。
2. 「(ご参考) 前期」は、監査対象外です。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2022年3月31日現在)	ご参考：前期 (2021年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	23,141	51,563
現金及び預金	19,694	45,938
関係会社短期貸付金	7,581	7,298
その他	336	2,179
貸倒引当金	△4,471	△3,852
固定資産	142,039	140,173
有形固定資産	39,231	37,046
建物	20,291	17,688
構築物	327	230
機械装置	16	18
工具、器具及び備品	1,198	1,177
土地	17,397	17,581
建設仮勘定	—	350
無形固定資産	587	587
借地権	585	585
その他	1	1
投資その他の資産	102,219	102,539
投資有価証券	1	2
関係会社株式	101,846	101,846
関係会社長期貸付金	—	315
その他	372	375
資産合計	165,180	191,737

科 目	当期 (2022年3月31日現在)	ご参考：前期 (2021年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	25,500	50,367
支払手形	3	13
短期借入金	10,000	40,000
関係会社短期借入金	14,311	9,802
未払金	886	353
未払費用	10	9
未払法人税等	222	120
賞与引当金	47	52
その他	18	15
固定負債	1,347	1,263
繰延税金負債	1,245	844
その他	102	419
負債合計	26,848	51,630
純資産の部		
株主資本	137,758	139,514
資本金	13,260	13,260
資本剰余金	29,294	29,294
資本準備金	29,294	29,294
利益剰余金	106,062	105,836
利益準備金	3,315	3,315
その他利益剰余金	102,747	102,521
固定資産圧縮積立金	4,934	4,000
別途積立金	90,000	90,000
繰越利益剰余金	7,813	8,520
自己株式	△10,858	△8,875
新株予約権	573	591
純資産合計	138,332	140,106
負債・純資産合計	165,180	191,737

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「ご参考：前期」は、監査対象外です。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)	(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
営業収益	6,196	16,429
賃貸収入	4,331	4,469
配当金収入	1,505	11,625
その他	359	333
営業費用	1,864	1,753
賃貸原価	1,864	1,753
営業総利益	4,331	14,675
販売費及び一般管理費	2,032	1,925
営業利益	2,299	12,749
営業外収益	52	39
受取利息	29	25
その他	23	13
営業外費用	669	740
支払利息	45	51
関係会社貸倒引当金繰入額	619	688
その他	5	0
経常利益	1,682	12,048
特別利益	1,958	468
固定資産売却益	1,958	468
特別損失	5	637
固定資産除売却損	5	12
固定資産減損損失	—	625
投資有価証券売却損	0	—
税引前当期純利益	3,634	11,879
法人税等	885	335
法人税、住民税及び事業税	483	332
法人税等調整額	401	2
当期純利益	2,749	11,544

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「(ご参考) 前期」は、監査対象外です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社ワコールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 知 美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により定められた、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社ワコールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佃 弘 一 郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 知 美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社ワコールホールディングス 監査役会

常勤監査役 北川 真 一^①

常勤監査役 岡本 克 弘^②

監査役 白井 弘^③

監査役 浜本 光 浩^④

監査役 島田 稔^⑤

(注) 監査役白井 弘、浜本光浩及び島田 稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

メ 毛

株主総会会場ご案内図



当社本社ビル 10階ホール
京都市南区吉祥院中島町29番地

場所



JR西大路駅下車 南口より
徒歩3分

交通

※JR西大路駅に北口が新設されましたが、最寄り出口は南口となっております。



駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

本総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

感染リスクへの対応の詳細、また今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下ウェブサイトにてご案内申し上げますのでご確認ください。

https://www.wacoalholdings.jp/ir/general_meeting/